

亀山市告示第116号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項に規定する指定納付受託者を指定したので、亀山市会計規則（平成17年亀山市規則第34号）第20条の2第2項の規定により、次のとおり告示する。

令和4年4月14日

亀山市長 櫻井 義之

- 1 指定納付受託者の名称及び主たる事務所の所在地  
P a y P a y 株式会社  
東京都千代田区紀尾井町1-3
- 2 指定納付受託者の指定をした日  
令和4年4月1日
- 3 指定納付受託者に納付させる歳入  
亀山市ふるさと納税の寄附金
- 4 指定納付受託者に歳入を納付させる期間  
令和4年4月1日から令和5年3月31日まで